

寿都町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

寿都町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行いました。

また、平成30年5月に新潟市で下校中の児童が殺害されるといった痛ましい事件の発生を受けて、登下校時における児童生徒の安全確保を確実に図るため、平成30年8月に防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施して、通学路の安全点検及び安全対策について、関係機関で協議を行いました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「寿都町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で検討し、策定しました。

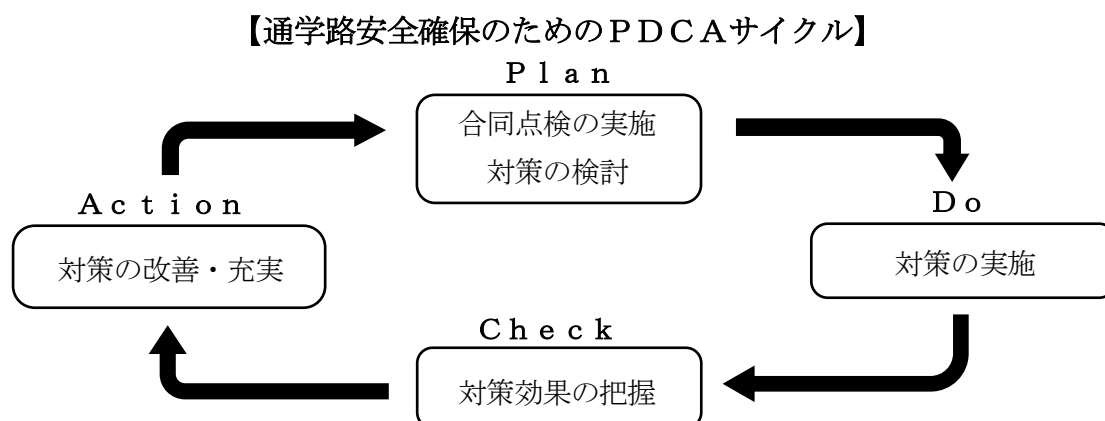
- ・小樽開発建設部岩内道路事務所
- ・小樽建設管理部蘭越出張所
- ・寿都警察署
- ・寿都町立学校
- ・寿都町総務財政課
- ・寿都町施設課
- ・寿都町教育委員会

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

組織的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検の実施

- ・町立学校は、通学路（道路新設や学校統廃合等により新たに通学路を設定した場合を含む。）の点検を実施し、交通安全及び防犯上の観点から危険性が認められる箇所を抽出します。
- ・町立学校は、点検の結果判明した危険箇所について、保護者等の意見にも配慮し合同点検が必要な箇所を推進会議に報告します。
- ・合同点検が必要な箇所について、推進会議構成メンバーによる合同点検をその都度実施します。
- ・必要に応じて、積雪期の合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関との連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、町立学校等への聞き取りを実施し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。